

山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会規約

(名称)

第1条 この会は、山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、さくらんぼをはじめとする県産フルーツの持つ魅力や訴求力を活用したプロモーションを展開することにより、県産フルーツの認知度の向上や観光交流の拡大を図り、もって本県の果樹農業及び観光業その他の産業の発展並びに地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県産フルーツの認知度の向上に関する事業
- (2) 県産フルーツを活かした観光の推進に関する事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表1の左欄に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成し、会員は同表右欄に掲げる者をもって充てる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置き、別表2に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長が会長の職務を代理する。
- 3 監事は、財務、会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は総会とする。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定、及び改廃に関する事
 - (2) 事業の推進に係る基本方針に関する事
 - (3) 予算及び決算に関する事
 - (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 3 総会においては、会長が議長となる。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員会等)

第9条 協議会に、特定の事項を審議するため、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の運営については、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、山形県園芸大国推進課、農産物販路開拓・輸出推進課及び観光交流拡大課に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(補足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年11月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（構成団体及び会員）

団 体 名	会 員
山形県	副知事
	観光文化スポーツ部長
	農林水産部長
山形県農業協同組合中央会	会長
全国農業協同組合連合会山形県本部	県本部長
山形県商工会議所連合会	会長
山形県商工会連合会	会長
公益社団法人山形県観光物産協会	会長
山形県グリーン・ツーリズム推進協議会	会長

別表2（役員）

会長	山形県副知事
副会長	山形県農林水産部長
	山形県農業協同組合中央会会長
	公益社団法人山形県観光物産協会会長
監事	全国農業協同組合連合会山形県本部県本部長